

健 発 1 2 2 4 第 2 号
平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長 } 殿

厚生労働省健康局長



移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の運用に関する
指針（ガイドライン）の一部改正について

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号）については、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則（平成 25 年厚生労働省令第 138 号）とともに、平成 26 年 1 月 1 日から施行されたところであるが、今般、臍帯血供給事業者が研究のために臍帯血を利用又は提供する場合の基準に関する事項において、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）」の一部改正を実施し、別添のとおり日本赤十字社血液事業本部長等に対し通知したので、貴職におかれても貴管下市町村、関係機関、関係団体に対する周知方につき御配慮願いたい。